

事務連絡
平成24年10月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

就労継続支援A型事業・就労移行支援事業に係る
報酬改定（10月実施分）の周知徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により通知をしているところですが、本年10月1日より適用となったことから、平成24年10月22日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議においても、再度、周知についてお願いしたところです。

一方で、障害保健福祉関係主管課長会議の開催日以降も個別の事業所から、具体的な計算方法（A型の短時間利用者の割合の計算が直近3月の週平均を用いる等）について、これまでに所管行政庁から周知がされておらず、不適切な対応ではないかとの連絡が厚生労働省に寄せられる事例があったところです。

つきましては、管内市（区）町村や事業所団体はもとより、個別の就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所にもれなく周知徹底が図られるよう、重ねてお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課就労支援係 杉淵、小室
Tel：03-5253-1111（内線 3044）

就労移行支援サービス費及び就労継続支援A型サービス費 該当部分抜粋

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
(一部改正 平成24年3月30日障発0330第5号) (抄)

第一 (略)

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 訓練等給付費

(1)～(2) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

① 就労移行支援サービス費について

(一) (略)

(二) 就労定着者が0である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第13の1の注5の(4)及び(5)中「就労定着者」については、下記③の(一)及び(二)のとおり取り扱う事とする。

イ 同注5の(4)中「過去3年間」及び(5)中「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度又は4年度を言う。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

② (略)

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第13

(二) 注中「6月を超える期間継続して就労している者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上雇用されている者であること。

(三)～(四) (略)

④～⑯ (略)

(4) 就労継続支援A型サービス費

① 就労継続支援A型サービス費について

(一) (略)

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数を言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者を言う。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

(以下略)

平成24年10月22日 障害保健福祉関係主管課長会議資料本文より抜粋

1 障害者の就労支援の推進等について

(P5～P6)

(4) 報酬改定(10月実施)に関する適正な指導等について

本年4月の障害福祉サービス等報酬改定のうち、就労系サービスにかかる以下の事項については、周知期間等を考慮し10月施行としたところである。

については、管内の関係サービス事業所等に対して改めて周知いただくとともに適正な指導をお願いしたい。(関連資料6(15頁))

【就労移行支援】

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価の適正化

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

特に、就労移行支援事業にかかる就労定着者が0人の場合の減算については、直近の過去3年度又は4年度の就労定着者が0人に場合に適用されるので、留意されたい。

(具体例)

- ・ 21～23年度までの3年間の就労定着者が0人の場合：所定単位数の85%を算定
- ・ 20～23年度までの4年間の就労定着者が0人の場合：所定単位数の70%を算定

【就労継続支援A型】

就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

なお、就労継続支援A型は就労系の障害福祉サービスとして、企業で雇用されることが困難な障害者の働く場を確保するため設けられているものであるが、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員(関係通知によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間利用者の状況を踏まえ評価の適正化を図るものである。